

令和3年度 制度改革等について

契約課

令和3年4月16日

1

令和3年度 制度改革等 次第

- 1 監理技術者補佐の新設について
- 2 不調不落率について
- 3 建設工事における技術者等の適正な配置のための手引の改正について
- 4 予定価格の事後公表の実施方針について
- 5 同一工事入札参加者間の下請負禁止について

2

1 監理技術者補佐の新設について

令和2年10月1日より施行された改正建設業法等を踏まえ、
国等の改正に準じて規則等を改正。

【改正した規則等】

静岡県建設工事執行規則
静岡県建設工事請負契約約款
建設工事の執行に係る各種様式

施行日 令和2年10月1日

3

1 監理技術者補佐の新設について

監理技術者補佐（監理技術者の兼任）

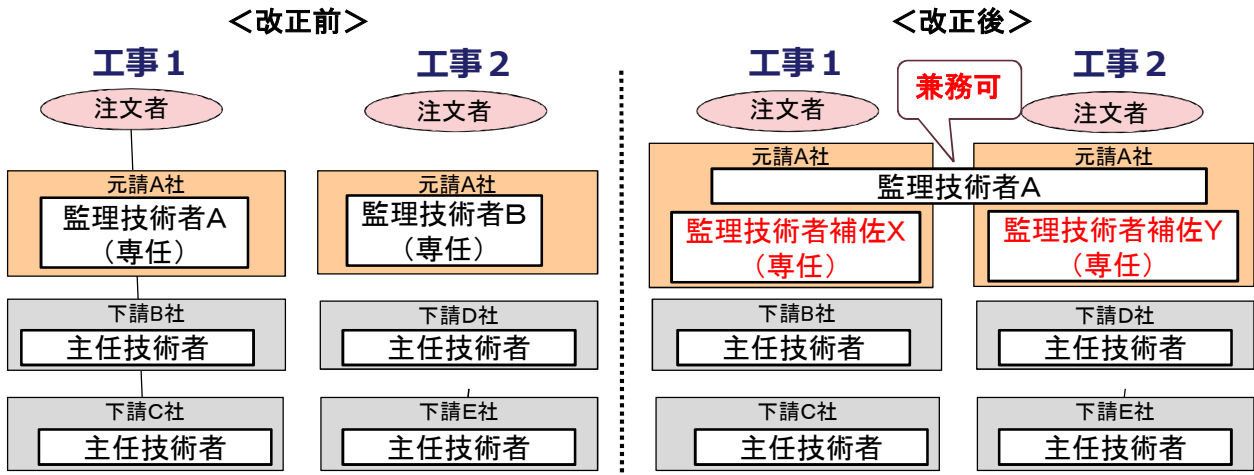
ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負つた特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

（建設業法第26条第3項）

4

1 監理技術者補佐の新設について

監理技術者補佐（監理技術者の兼任）



※この規定の適用を受ける監理技術者を、特例監理技術者といえます。

1 監理技術者補佐の新設について

主任技術者等通知書の書式改正

様式第14号 (第22条関係) **【改正前】**
主任技術者等通知書

1 工事名 年度 第 号 工事
(年 月 日契約締結)

2 工期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

3 請負代金額 円

4 主任技術者等の氏名

区分	職名	氏名	資格区分	
			建設業法第7条第2号	建設業法第18条第2号
主任技術者	専任・非専任		イ・ロ・ハ	
監理技術者	専任・非専任		イ・ロ・ハ	
親 務 代 理 人				
専 門 技 術 者			イ・ロ・ハ	

5 互任の主任技術者を兼務する工事の名称等

工事の名称	施工場所 (敷設場所上の距離) (km)	請負代金額 (税込)	F請金額 (税込)	発注者又は元請業者
一体化・連続又は相互に調整を要する工事(理由)				

6 親務代理人を兼任する工事の名称等

氏名	工事の名称	施工場所	請負代金額 (税込)	工事担当課	兼任する役職
					主任技術者 親務代理人

先に請負契約を締結した工事の主任技術者等の氏名等を、上記のとおり通知します。

(年 月 日)
(発注者 静岡市発)

作 務 代 理 人 氏 名 氏 名 印

(印)

1 4の資格区分は、該当するものを○で囲み、資格を証するもの写しを添付してください。
2 5及び6の請負代金額は、当該通知日現在の金額を記載してください。
3 6は、親務代理人が他の工事を兼任する場合又は主任技術者が他の工事の親務代理人を兼任する場合に記載してください。

様式第14号 (第22条関係) **【改正後】**
主任技術者等通知書

1 工事名 年度 第 号 工事
(年 月 日契約締結)

2 工期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

3 請負代金額 円

4 主任技術者等の氏名

区分	職名	氏名	担当工事 種類	資格区分	
				建設業法第7条第2号	建設業法第15条第2号
主任技術者	専任・非専任			イ・ロ・ハ	
監理技術者	専任・非専任			イ・ロ・ハ	
親 務 代 理 人					
監 理 技 術 者 補 佐				イ・ロ・ハ	イ・ロ・ハ
専 門 技 術 者				イ・ロ・ハ	

5 3に請負契約を締結した工事の主任技術者等の氏名等を、上記のとおり通知します。

(年 月 日)
(発注者 静岡市長)

作 務 代 理 人 氏 名 氏 名 印

(印)

1 3の資格区分は、該当するものを○で囲み、資格を証するもの写しを添付してください。

1 監理技術者補佐の新設について

建設工事の執行に係る各種様式の書式改正

別記6

現場代理人等の兼任通知書

静岡市発注の工事に係る現場代理人等を兼任配置したので通知します。

記

現場代理人、専任の主任技術者、監理技術者が兼任する工事の名称等

氏 名	
工事1	工 事 の 名 称
	請負代金額(税込)
	施 工 場 所
	工 務 種 別
	配 置 さ れ る 役 職
工事2	工 事 の 名 称
	請負代金額(税込)
	施 工 場 所
	工 務 種 別
	配 置 さ れ る 役 職
兼務場所との関係又は所要時間	
一併性・連続性又は相互に調整を要する事項(理由)	

(注)「一併性・連続性又は相互に調整を要する事項(理由)」は専任の主任技術者を兼任する場合に記載してください。

年 月 日

(宛先) 発注者 静岡市長

住 所
発注者 名 称
氏 名 印

7

2 不調不落率について

過去3年度の入札不調不落発生率

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	入札 件数	契約 件数	不調不落 件数	不調不落 率	入札 件数	契約 件数	不調不落 件数	不調不落 率	入札 件数	契約 件数	不調不落 件数	不調不落 率
建設工事	751	700	51	6.79%	802	715	87	10.85%	847	715	132	15.58%
建設業関連業 務委託	518	513	5	0.97%	599	581	18	3.01%	530	525	5	0.94%
合計	1269	1213	56	4.41%	1401	1296	105	7.49%	1377	1240	137	9.95%

8

3 建設工事における技術者等の適正な配置のための手引の改正について

【主な改正概要】

(1) 現場代理人を兼任するための条件緩和

「静岡市（上下水道局含む）発注工事」を「国、地方公共団体等が発注する建設工事」に緩和

施行日 令和2年10月1日

(2) 特例監理技術者を配置した場合の取扱いを規定

(ア) 特例監理技術者が兼任できる工事は2件までとし、いずれも国、地方公共団体等が発注する建設工事であること。

(イ) 予定価格（税込）が、いずれも3億円未満の工事であること。

(ウ) 兼任する工事現場間を概ね1時間以内で移動できること。

(エ) 兼務する工事が低入札工事でないこと。

※上記4つの条件にかかわらず、工事の内容、工事における特殊性が著しく顕著で兼任を認め難い場合は、兼任を認められない。

施行日 令和3年4月1日

9

4 予定価格の事後公表の実施方針について

令和2年度と同様の運用を継続する。

(1) 建設工事

事前公表、事後公表を併用し、以下に該当する案件を、原則として事後公表とする。

(ア) 総合評価方式で発注する案件

(イ) 格付等級のある工種はA等級を対象として発注する案件

(ウ) 最低制限価格等が上限値又は下限値となり、入札参加者に強く類推される案件

10

4 予定価格の事後公表の実施方針について

令和2年度と同様の運用を継続する。

(2) 建設業関連業務

令和元年度から試行を始めたばかりであるため、事後公表の試行を継続し検証する。

(ア) 一般競争、指名競争にかかわらず事後公表を試行する。

(イ) 事後公表の割合は、業務ごと発注件数の4割程度とする。

11

5 同一工事入札参加者間の下請負禁止について

《関係規定》

【静岡市建設工事執行規則 第14条2項】

受注者は、同一工事入札参加者間の下請負や不必要な重層下請負を行ってはならない。

静岡市建設工事請負契約約款 第6条2項

静岡市建設工事下請負の適正化に関する要綱 第4条

静岡市入札参加停止等措置要綱運用基準 12 契約違反

12